

個人情報保護管理規程細則（開示等請求受付方法）

（目的）

第1条 本細則は、個人情報保護管理規程（以下「規程」という。）第3条第2項に規定する加入者等からの開示等の求めの受付方法を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本細則において特に定めのない限り、用語は規程で用いられている意味で用いる。

（開示等の受付方法）

第3条 加入者もしくはその代理人は、基金に対し開示等を求めるときには、個人データ開示等請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）に必要事項を記載し、加入者証の写しを添付のうえ、第5条に定める基金の個人情報に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）に郵送にて提出するものとする。ただし、訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去、第三者提供の停止を求めるときには、実施事業所の事業主を経由して相談窓口提出するものとする。

2 受給待期者及び受給者もしくはその代理人は、基金に対し開示等を求めるときには、請求書に必要事項を記載し、加入者証の写しを添付のうえ、相談窓口にて提出するものとする。

3 前2項において、代理人が基金に対し開示等を求めるときには、各項に定める書類に加え、委任状（様式第2号）及び当該代理人の身分証明書の写しを添付するものとする。

（結果通知）

第4条 基金は、前条の請求書を受領した場合は、速やかに、当該個人データに関して、請求書に記載された請求内容への対応を検討し、対応した場合はその内容、対応しない旨の決定を行った場合（一部対応しない旨を決定した場合を含む。）はその理由を結果通知書（様式第3号）により請求した加入者等もしくはその代理人に通知する。

2 前条第1項ただし書きの規定により、実施事業所の事業主を経由して提出された場合は、前項の規定にかかわらず、当該実施事業所の事業主を経由して加入者もしくはその代理人に通知するものとする。

（相談窓口）

第5条 基金の個人情報に関する相談窓口は以下とする。

〒107-0052 東京都港区赤坂4丁目1番4号
全国建設企業年金基金 総務企画班

附 則

この細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年5月1日から施行する。